平成２２年（フ）第２３１８号
大阪府吹田市竹見台４丁目６番Ａ１―909号
債務者　砂川早知子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３１９号
大阪府東大阪市善根寺町２丁目３番32号
債務者　原　八十八
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２３号
大阪市平野区瓜破西３丁目４番３―702号
債務者　森田世津子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３３号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目11番12号
債務者　髙松　芳子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３０号
福岡県八女郡黒木町大字木屋367番地１
債務者　久保山えみ子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２９号
福岡県大牟田市小浜町82番地111
債務者　中村　浩幸
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３３号
福岡県大牟田市加納町１丁目53番地４　加納ビル302号
債務者　大渕　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３５号
福岡県大牟田市南船津町１丁目１番地11
債務者　浜田　明美
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２０９号
千葉県流山市加１丁目20番地の17ライオンズマンション流山103
債務者　池田　博光
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２１４号
千葉県柏市新富町１丁目２番60号メゾネットプラザ南柏６－２号
債務者　岡　　宣宏
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３１号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上川向２番地
債務者　星　　文規
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
福島県白河市東深仁井田字道山２番地41
債務者　井上登代美
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
福島県西白河郡矢吹町田町177番地１、住民票上の住所福島県西白河郡矢吹町善郷内294番地
債務者　大岩　清恵
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
金沢市増泉３丁目14番23号、従前の住所金沢市東力１丁目２番地１
債務者　澤田　良吉
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
岐阜県美濃市2598番地３
債務者　吉田　嗣樹
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４７号
岐阜市上芥見223番地
債務者　佐藤　　悟
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２号
岐阜市鏡島西１丁目11番13号
債務者　森　　敬臣
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
岐阜県関市力山８番地５
債務者　片桐　知佳
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
岐阜地方裁判所